

松阪市飯南・飯高管内浄化槽事業の今後のあり方検討委員会の会議結果報告

| | |
|-----------|--|
| 1.会議名 | 第3回松阪市飯南・飯高管内浄化槽事業の今後のあり方検討委員会 |
| 2.開催日時 | 平成31年2月12日(火) 午前10時～午後12時20分 |
| 3.開催場所 | 飯南コミュニティセンター 2階会議室 |
| 4.出席者氏名 | (委員) ◎岩崎恭彦、小山利郎、瀧本和彦、瀧本泰介、岡田るみ子、 平野克江 (◎印は委員長) (事務局) 環境生活部 吉田部長 環境生活部飯南・飯高環境事務所 竹内所長、金谷主査、中西主査 環境生活部環境課 鈴木係長 |
| 5.公開及び非公開 | 公開 |
| 6.傍聴者 | 0人 |
| 7.担当 | 松阪市環境生活部 飯南・飯高環境事務所 TEL 0598-32-2512 FAX 0598-32-2557 E-mail iikankyou@city.matsusaka.mie.jp |

<事項>

1.委員長あいさつ

2.報告事項

- ・前回の内容確認について

3.協議事項

- ①中間報告(素案)について
- ②来年度検討委員会のスケジュールについて

4.その他

会議録 別紙

第3回松阪市飯南・飯高管内浄化槽事業の今後のあり方検討委員会議事録

1.開催日時：平成31年2月12日（火）午前10時～午後12時20分

2.開催場所：飯南コミュニティセンター 2階会議室

3.出席者

出席委員：◎岩崎恭彦、小山利郎、瀧本和彦、瀧本泰介、岡田るみ子、
平野克江（◎印は委員長）

事務局：環境生活部 吉田部長
環境生活部飯南・飯高環境事務所 竹内所長、金谷主査、中西主査
環境生活部環境課 鈴木係長

4.内容

(1) 委員長あいさつ

(2) 報告事項

- ・前回の内容確認について
—事務局から説明—
 - ・会議結果報告の確認
 - ・第2回検討委員会での意見及び質問について

<委員からの質問>

【委員】

三重県水質検査センターの行う法定点検については実施率が低いとのことですが、検査をしていない場合は罰則規定があるということですが、現状はどうなっていますか。

【事務局】

三重県の浄化槽担当の話では、もし、浄化槽の機能に問題があるのであれば、「改善を下さい。」という行政指導をされるようですが、法に基づく指導まではしていないとのこと。県でも、法定検査の実施率を上げるための啓発は行っているのですが、現時点では過料まではしていないので、なかなか実施率が上がってこないというのが現状です。

飯南・飯高管内の法定検査の実施率については、市町村整備型の事業は整備率が管内全体の58.76%ですが、飯南・飯高管内の法定検査の実施率は96.5%の実施率です。これは地域性もありますが、この地域では、単独処理浄化槽などの個人で管理をされている浄化槽を含めても100%近く法定検査を受けていただいているということも読み取れます。

【委員長】

せっかく、現状において高い数字を維持していますので、今後もこの数字を維持していくような方策をぜひ、ご検討いただきたいと思います。

【委員】

浄化槽事業と公共下水道事業との比較表を見せていただいたのですが、事業の内容が違うので単純には比較ができないとの前置きもありましたが、私たちには、この地域に住んでいて、「市に負担をかけたら悪いなあ。」という考え方があります。それが先ほどの法定検査の実施率 96.5%の数字に表れていると思います。この地域の住民の考え方は、やはり「みんなに迷惑をかけたくない。」「法律はきちんと守っていく。」といった意識がありますので、その表れが 96.5%という数字に出ていると思います。

【委員】

設置については、C 案に事業の採択要件というものがあり、年間で 10 基以上の新規設置をクリアできないと事業がストップしてしまうということです。松阪市では年間 10 基という条件を今のところはクリアしていますが、背景の説明でもあったように、この先、年間 10 基の要件をずっとクリアし続けるのは、なかなか難しくなってくるのではないかとあります。A 案、B 案については終了年限を定めて、それに向けて積極的に周知を図り、この期間までに転換を促進していこうということです。このように理解してよろしいですか。

【事務局】

飯南・飯高管内においては、年間 40 基を設置できる予算を組んでいます。今年度の実績では 31 基を設置しました。

しかしながら、全国的には採択要件の基本である年間 20 基以上の設置を達成できない市町が多くなってきています。このため、平成 29 年度までの採択要件として、既に 100 基を設置した市町においては「年間 10 基以上を設置すればよい」となっていました。なお、平成 30 年度の改正では、その採択要件もはずされましたので、既に 100 基を設置した市町においては年間 1 基の設置でも事業を継続することができると解釈できます。しかしながら、事業の効率化を考えると、「基本となる 20 基以上という要件を達成できなくてもこの事業を実施していくのか」については、今後の検討課題となるかと思えます。

【委員】

未設置世帯のアンケート集計で、『設置を希望する』という回答のなかで一番多いのが「工事にかかる費用を調べてから判断したい。」、次が「事業内容を知りたい」、その次が「設置スペースが無い。」ということですので、これは、工事費用の明確化等を整理すれば、問題を解決することができるのかと思います。

一方、『設置を希望しない』という方は、一番多いのが、「住んでいるのが高齢者だけである。」、次に「年金生活で使用料が払えない。」、その次に「一人暮らしなので。」と続いています。こうした回答の人は、減免対象となられる方が多いのではないかと思います。「高齢の方は減免することができる。」ということを知りやすく説明すれば、設置についても考

えていただけるのではないかと思います。

【事務局】

アンケートの回答については、複数回答となっています。「高齢者だけの世帯」という場合、「後に住む人がいない。」や、「設置をしたいけれども自分たちの代で終わってしまう。」といった、1つの家庭で複数の回答をいただいているところが多くあります。言い換えれば「将来は空き家になってしまうので、今のままで我慢する。」という方が多いのかと思います。

「若い世代が帰ってきて、今後も住んでもらえる人がいるのなら、設置を考えてもいい。」といった意見もありますが、「高齢者世帯でかつ、後に住む人がいない。」ため設置は考えていないという世帯が多くあります。

(3) 協議事項

①中間報告（素案）について

【委員長】

続いて、中間報告（素案）についての検討をしていきたいと思います。まず、13ページまでの「検討の背景や経緯」の部分と、14ページ以降の「どう見直していくのか」の具体的な提案の部分は分けたうえで考えていきたいと思います。なお、具体的な提案についてはもう少し、論点を細かく設定したうえでご意見をいただきたいと思いますので、まず、13ページまでの説明をお願いします。

—資料13ページまでを事務局から説明—

【委員長】

皆さんの目から見ていただいて、「こういう資料を付け加えたらよいのではないか」、議論の前提として、「こういうことへの理解も重要ではないか」など、お気づきの点などございましたら、ご意見をいただければと思います。

【委員】

もし、個人管理となった場合に、自分で払う金額はどれくらいになるのかというのは、資料をつけるのは難しいですか。

【事務局】

皆様に資料としてお配りさせていただいたものは、市が管理している場合の浄化槽の管理経費ですが、もし、個人管理となった場合も、それ相応の経費はかかります。そういった形の資料は提示できます。市管理の浄化槽の経費については、市と委託業者との契約なの

で、その金額は出ています。しかしながら、個人管理になりますと、個人と業者との契約になりますので、市が委託している金額と同じになるかというのは分かりません。

【委員】

古くなってくると、故障する率とかは高まってくると思いますが、10年以上経過したらどれくらい故障をする率が高まってくるのかは分かりますか。そこが気になります。

【事務局】

確かにそこは気になると思います。浄化槽の設置した年数や使用頻度にもよると思います。市管理の浄化槽も、年4回の点検や年1回の検査、清掃の時に、「故障部分がないか」を調べていただくのですが、修繕の多い月もあれば少ない月もあり、故障の箇所も経過年数も様々になります。市が年間に何基を管理していて、年間トータルの修繕費がこれくらいかかっていますとの数字は出せます。

【委員】

浄化槽が古くなっていくほど、修繕費の増加が予想されるというように言われていますが、こういった部分の故障が多いのかといったことも教えてもらおうと納得しやすいかと思います。「民と民」ということで、単価の安い業者を選べるのかについても教えていただきたいと思います。

【事務局】

市は委託契約を結んでいる業者に管理を委託していますが、個人から依頼するようになると、清掃については市の許可を受けている業者をお願いしていただくことになります。保守点検については、他の業者でも依頼することができます。どのような部分が多く故障するのかということについては、主に空気を送るプロア部品の取替とか、放流ポンプのある浄化槽についてはポンプ部分が故障します。

【委員】

修理部品に対しては個人で業者を選ぶことができるということですが、清掃の場合は、飯南・飯高管内には1業者しかないので、そこを利用しなければならないということですか。前にもいいましたが、飯南・飯高管内の清掃は本庁管内より高いと思います。5人槽で6,000円くらい高くなっています。これは、地域で協定されているので独占的ではないかと理解しています。これから個人管理になった場合でも、飯南・飯高管内は今の業者に汲み取りを依頼しなければいけないという取り決めになっていたのなら、これはどうかと思います。

【事務局】

清掃については、やはり、市が、飯南・飯高管内において許可を出している業者に依頼し

ていただかなければなりません。なお、飯南・飯高管内は、高度処理型の浄化槽を設置しています。本庁管内は一般的な浄化槽を設置しており、また、メーカーが異なったりもしますので、同じ人槽の浄化槽でも、浄化槽によっては、容量が違ってきますので清掃代については一概に比較ができないところがあります。

【委員】

私が調べた浄化槽は、人槽も製造会社も同じものを比べたのですが、大石地区と飯南管内では清掃の金額が違っていました。市内で一元化ができれば、個人管理も可能なのかなと思います。

もう一つ指摘したいのは、資料は行政側からみたメリットの説明となっており、利用者に対してのメリットは書いてありません。利用者の立場でのメリット、デメリットも考えていく必要があるのかなと思います。そこを理解していただけないと、個人管理になった場合、十分な管理をされない利用者が出てくるのではないかなと思います。

川上からきれいな水を流したいがために、この浄化槽事業が始まっています。ところが民営化になればどうなるのか。現に、私も三雲管内で調べてきましたが、ものすごく汚いんです。その中で2軒の家を調べてきましたが、しっかり管理をされていなかった。個人に管理を任せるとなると、飯南・飯高管内も必ず川が汚れるということになります。これが、私が一番懸念しているところです。個人管理になっても、しっかりと法を守っていただくのであれば結構なことですが、これは確信ができません。この資料は、行政側だけの説明ではないのかなと思います。委員の皆さんからの意見を取り入れていくことも必要だと思います。

せっかく市民意見聴取会を開いていただくのであれば、「個人管理になればこうしたメリット、デメリットもありますよ」といった説明も必要ではないかなと思います。市の予算も使ってこの事業を行っていますが、これは、他の事業でもあることなので、飯南・飯高管内の浄化槽事業に限ったことではないと思います。

【委員】

この資料で、住民に意見を求めるとなるとどうなのかなと思います。3ページのところで「この事業を実施することによって、身近にある川や排水路がきれいになり、汚れなくなります」となっていますが、川の名前がほしいし、この事業を行っていることでどんなよいことがあるのか、そのことで、どんな課題が解決するのかということも考える必要があるかなと思います。

行政的に見た視点でたくさん書かれているのですが、住民にとってはどうなのかなと考えた場合、もう少し資料がほしいと思います。例えば、8ページのメリットというところで、「汚水処理人口普及率が改善する」といわれても、多分、住民の方は何を言っているのか分からないと思います。

BODという単位を使われるのであれば、例えば、これをやれば10mg/ℓ以下になって、やらなかったら100mg/ℓである。100mg/ℓとか10mg/ℓってどういう水準

かということも分かりません。10mg/ℓ以上だとこういう生き物が生息できないとか、飲めるまではいかないにしても、このまま放置すれば、100mg/ℓくらいの数値で、川がどうなるとか、数値に対して分かりやすいものがあった方が、説得力があると思います。

—資料14ページ以降について、事務局から説明—

【委員長】

検討委員会からの意見というところで、「設置」「管理」「方策案」についてどういったご意見があるのを取りまとめていただきたいということです。この段階では、まだ、検討委員会として1つの意見に取りまとめる必要はありませんので、委員それぞれの立場からご発言をいただき、それを中間報告案に反映させるという形をとらせていただければと思います。それでは、事項書に基づき「設置」「管理」「方策案」のそれぞれについて、ご発言をいただきたいと思います。

【委員長】

まず、「設置」についてお願いしたいと思います。市の考え方としては、終了年度を決めて個人設置型の事業に統合するという形で示されています。

端的に申しますと「設置」に関しては、市町村設置型で今までやってきたようなやり方が、「コストはかかるが面的な拡大には有効だ」ということで実施されてきました。ただ、本庁管内と事業のやり方において差異があるということと、面的に整備を進めていく段階は、現在、かなり終了に近づいてきており、「そのまま事業を続けていっても、浄化槽の転換が見込みにくいのではないか」ということです。

こうしたこともあり、今後、5年～10年で急速に整備を進め、終了年度を決めて、個人設置型に統合するという形で進めていくのがよいのではないかと。こういった形で市としての考え方を取りまとめているものと理解しています。委員の皆様から、「設置」についてのご意見をいただきたいと思います。

【委員】

設置については、市財政の説明もあり、市内全般をみたときに、市の方向性にあるように、いつか、その年度が来れば、個人設置型に統合していくのもやむを得ないのかなという思いがします。

【委員】

方向性としては、A案で仕方ないのかと思います。

【委員】

もし、個人設置型になった場合にどうなっていくのか分かりにくい部分もあり、不安な

こともありますので、できれば、C案を支持したいと思います。

【委員】

これから、新しい人が飯南・飯高管内に来る時のことを考えれば、今の事業を継続していくのがいいと思いますが、市の財政事情を考えると、終了年度を決めて、個人設置型の事業に統合していくというのがA案で、それが全ていいとは言えませんが、仕方がないのかなという気がします。

【委員】

最初、この事業で設置するとき「こういった事業がありますよ」と進めていただきました。20年近く経って、ありがたい制度にのらせていただいたという気持ちがあります。しかしながら、終了年度を決めて統合をしていくのも、仕方がないことなのかなと思います。

ただ、年数が経っているので、点検等にかかる費用は変わらないと思いますが、修理に関しては、古くなっていくほど格段に経費がかかってくると思います。そのあたりが心配です。

【委員長】

資料に市としてA案と考える理由が示してあります。先ほどから委員会の皆様からご意見をいただいていますように、市としての立場を表明するものであって、なかなか言葉の上で、地域の方からの理解が得にくいとか、伝わりにくいといったようなご意見をいただいているかと思います。

しかしながら、委員の皆様におかれましては、それぞれに意見がありながらも、市としての状況については、お分かりいただいているという風に理解をしております。検討委員会に出て説明を聞いていたからこそ分かる部分と、この資料だけを見て、どこまで分かるかは違うと思いますので、もう少し、こうした説明を加えるのがよいのではないかということも、ご意見があればいただきたいと思います。

【委員】

市として終了する年度を確定できるものはあるのでしょうか。また、これまで終了年度を決めているような計画はありますか。今、私たちは委員として財政内容やアンケート結果などの資料を見ながら話しているのですが、事業の終了年度が確定していれば、地域の方も理解をしてくれると思いますがどうでしょうか。

【事務局】

市町村整備事業に関して終了年度を示している計画はありません。

市の財政面で見ると、市町村整備事業では、設置事業をするために下水道事業債と過疎事業債の2つの地方債を多額に借り入れしています。そのうちの下水道事業債は償還期間

が30年と長期間のため、現在も、平成8年度の事業開始時に借入したものを返している状態です。過疎事業債については償還期間が8年です。市からの繰出金については、地方債償還の比率が最も高くなっています。

終了年度を決める理由の1つとして、平成29年度に行いました未設置者に対するアンケート調査があげられます。アンケートの集計では今後、設置を希望される方が非常に少ない結果となりました。このため、単独処理浄化槽や汲み取りトイレからの転換を希望される方が、年々少なくなってくると予想されます。

設置事業の終了年度を決めることにより、「どうしようか」と迷っている人への啓発になると思います。啓発期間中は転換を促進するため、説明会やチラシなどで市民に周知することも考えています。

アンケート結果では、「設置を希望する」、「場合によっては希望する」も含めても200世帯くらいしかありませんでした。現在、年間で40基を計画していますが、徐々に設置希望者が少なくなっているなかで、この事業をずっと続けていくのかについて真剣に考えていく時かと思います。

なお、事業を統合しても、転換を希望される方については、浄化槽の補助が無くなるわけではなく、個人設置型で補助金を受けられます。市の持ち出しも設置事業に集中しておりますので、そのあたりも含めて考えていただければと思います。

【委員】

A案で方向性を示すときに、事業統合の年度は定めた方がよいと思います。A案では「終了年度を決めて統合する」となっていますが、終了年度が入っていないので、明示した方がよいと思います。

【事務局】

本庁管内の浄化槽設置事業について参考として聞いていただきたいのですが、例えば、個人差はありますが、市町村整備型を個人設置型に変えて設置した場合でも、経費の8割くらいは補助金で賄えると思いますので、そこまで大きな負担にはならないと思います。

なお、宅内配管については、市町村整備型であっても、個人設置であっても個人負担となっています。個人設置型にした場合は、流入管、流出管についても補助があり、単独処理浄化槽の撤去費用にも補助が出ます。

【委員長】

方向性についてはシンプルに提示をしていただいているのですが、個人へ譲渡できるまでの10年間の主旨が十分に伝わっていないのと、個人設置型の補助金が対象になるということも、うまく伝わらないということもありますので、そのあたりを明確にさせていただきながら、資料を作っていただいてご理解をいただけるようにご提案をいただくとよいかもしれません。

【事務局】

資料にある個人設置型との比較表が一番分かりやすいかもしれません。市町村整備型から個人設置型になった場合、どうなるのかというのも、よく分かるのではないかと思います。

【委員長】

設置については、終了年度を決めてそれまでに転換を促進するとしても、市の経費のことを考えると、「今後も続けていくというのはなかなか困難ではないか」というご意見を多数いただきました。

また、他方で、「個人設置に転換した後に今後この事業はどうなるのか」、「環境保全の観点でどうなるのか」についてもぬぐえないものがあるというご意見もいただきました。これも委員会の意見として取りまとめていただき、不安感の解消について、どのように市が説明をし、事業の転換を進めていくことができるかについて、重要な課題として認識しなければならないと思いますので、そのあたりのことを検討委員会の意見として取りまとめていただければと思います。

【委員長】

続きまして、「管理」についての市の考え方は、10年が一つの目安ということで、10年を超えたものについては、個人へ譲渡していくということで、市としての考え方を取りまとめてあります。「設置」については事業を統合していく。そのタイミングと合わせて「管理」についても転換を図っていくのが望ましいのではないかとというのが、市の考え方です。

他方、B案C案として、「当分の間、引き続き市が管理をしていく」というような提案もいただいています。ただ、この際にも永続的ではないということについてご留意いただくことが必要かと思えます。

いずれは、見直しのタイミングが来るわけですが、当分の間、いきなり、「設置」も「管理」も変えていくとなると、いろいろご理解を進めていくときの支障にもなるかと思えますので、「管理」については当分の間は市が管理していくというような折衷的な方向も示していただいています。ただ、その際の注意点として、使用料の引き上げの必要性についても可能性があるというようなことについては、市民の皆様にご理解をいただいたうえで、議論を進めていく必要があるということだと理解をしています。

管理のあり方について、ご意見や資料の提示の仕方などを含めて委員からのご意見をいただければと思います。

【委員】

多くの浄化槽が設置してから10年を既に経過していると思うのですが、利用者が本当に法を守ってやっていただければありがたいのですが、飯南・飯高管内はきれいな水を下流に流しているのに、この検査が滞るとなると、汚い水が下流に流れていくといった懸念があります。管理については、しばらくの間は、市が管理をしていただく方がよいのかと

思います。

浄化槽事業については市からの持ち出しも多いのですが、飯南・飯高管内は過疎化が進んでおり、高齢者や一人暮らしなど年金暮らしの人が多く住んでいます。私が調べたところによると個人管理になると若干、管理が高くなるということもありますので、「管理」については当分の間は、市でやっていただきたいと思います。今後、いずれかの時には考えざるを得ないときも来るのかなとは思いますが、当分の間は、やはり行政で管理をしていただきたいというのが私の考えです。

【委員】

資料の 16 ページの近い将来、使用料の見直しの必要性も生じてくるという文面は、B 案と同じくだりが出てくるものですから、A 案ではいらぬのではないですか。

【委員】

管理については、市でしばらくはやっていただきたい。ここで気になるのが、市町村整備型事業は人件費や市の借入れの償還に、7 千万円以上の経費がかかるということです。それだけ、市に負担してもらっているという気持ちもありますが、自分の気持ちとしては、市で管理をお願いしたいと思います。

これはずっと 7 千万円がかかるのか、いつになったら市の借入れがぐっと減ってくるのかそのあたりを教えてくださいたいと思います。

【事務局】

設置事業に関しては、地方債として下水道事業債と過疎事業債を借りていますが、その償還に関しての支払いが多くなっています。市町村整備事業が終了すれば、徐々に返していく金額は減ってきますが、下水道事業債については、償還年数が 30 年と長期間のため、事業開始からの償還がまだ続いているためしばらくは高止まりします。事業が終了すれば徐々に減っていくという形になります。職員の人件費についても、今は、設置事業に関しての技術職員もいますので、設置事業が終了すれば、借入れの償還金も少なくなってきましたし、人件費についても少なくなってきました。市の持ち出しで一番大きなものは設置事業の部分となります。

【委員】

今、毎月かかる使用料が銀行振替で引き落としとなっており、市に現金で払うということがありません。また、年に 3 回 4 回と点検に来てもらっていますが、もし留守だったら、点検記録がポストに入れてあります。以前、単独処理浄化槽だったときは、そういった経費が年間 15,000 円くらいかかっており、その都度、来てもらった業者に毎回お金を払っていました。清掃の時も、3 万円以上払って、法定点検もその都度払っていました。

それが今は、毎月の引き落としだけです。管理面でいうと非常に負担が少なく済むので、いずれはコストに見合った料金の引き上げも生じてくるというのも承知ですが、利用

するものにとっては、市が管理してもらった方がいいです。

【委員】

私も、管理を自分でしなくてもいいというのはとてもありがたいと思います。今は、清掃や点検を自分で業者にお願いすることができたとしても、年々、年をとっていきのでできなくなってきます。使用料は少し上がったとしても、市が管理していただくとありがたいと思います。

【委員長】

もともと、この事業は、環境保全の観点から導入された事業ですので、「管理」については、事業への理解もままならない中で、個人管理にするととなると、きちんとした保守点検等が図られるかどうかの不安があるとのことご提示をいただきました。さらには、高齢世帯等への及ぼす影響についてもご指摘いただきました。また、日頃の負担について考えていただいたときに、多少、将来的に使用料のコストが上がるにしても、現状の事業を継続していただくことの方がよいとのことご意見があったと思います。そういったご意見も忠実に中間報告へ反映させていただくという形で提示をしていただき、市民の皆様にもご意見をいただければと思います。

【委員長】

次に、「方策案」についてご意見をいただきたいと思います。「設置」と「管理」についてのご意見をいただきました。いずれにしても、このタイミングで、事業について見直しをかけていただくことになるかと思えます。見直しのかけ方とか、周知などへの意識の向け方などについて、18 ページに3つの「方策案」を取りまとめていただきました。もっとこういうことをやるべきだという新しい提案や、あるいは、既に提示のある3つの方策案について、こういった点が重要だからもっと手厚くやっていくべきだとかのご意見など、こういった形でも結構だと思いますので、ご意見をいただきたいと思います。

【委員】

かねてから言っているように、ある程度年限を決めて、皆さんに理解をしてもらうことを前提に、市民の皆さんと意見交換をしていただければいいかと思いますが、さしあたっての方策案は浮かんできません。全てのことがクリアできるような詳しい説明があったら、理解をしてもらえるのかなと思います。

【委員】

メンテナンス期間について1年間ということは、何か根拠等を持っていた方がいいのかなと思います。

【事務局】

個人にお渡ししたときに、「すぐに壊れた」といったことがあった場合、安心してお渡しすることができないのではないかとということで、1年間のメンテナンス期間を設けさせていただいてはどうかということです。浄化槽の機器類について使用者に過失がなく自然故障した場合に対応するというので提案しました。機器類の耐用年数は10年から15年くらいということです。「もし、故障をした場合は、譲渡後1年までは対応します」ということです。

【委員】

譲渡時の覚書とか、管理を継続していけるような体制づくりをしていますが、もう少し具体的に考えていただいた方がよいのかと思います。

【事務局】

他の市町でも例があったのですが、個人譲渡への覚書をするときに、管理をしていただく業者をあらかじめ定め、業者との提携も覚書につけていただいて、今後は、その提携した業者に保守点検等をしてもらうことで、個人管理での法定検査や清掃にもつながっていくのではないかと思います。

使用される側においても、管理を任せられる業者があるということは、故障やトイレのつまりなど何かトラブルが起こった場合に、誰に頼んだらいいのかわからない場合もあると思いますが、よくご存じの業者に相談することができれば、安心にもつながるのではないかと思います。

【委員】

気になったのは覚書のことですし、法定検査を受けなくても、するっと抜けられるのではないのかということが気になります。多分、飯南・飯高管内の人たちは、まじめな方、堅実な方だから、きちんと受けられるのは分かっていますが、法定検査のことが私は気になります。

【委員】

管理をお願いする業者を紹介していただくというのは、絶対に必要なと思います。もし、故障をした場合も、業者が管理をしていれば、修理やアドバイスをいただければと思いますのでよいと思います。今までは、市に全てお願いしていたものを業者さんが変わっていただけるような工夫もしてもらえればうれしいなと思います。

【委員長】

検査、点検の不安については地域の方にとって大きいものがあると思いますので、ここをどうしていくのかについては、丁寧な説明が必要かと思います。また、この部分については、具体的な事業の方向性や提案なども含めて提示していただければよいと思います。

中間報告については、ひと通りご意見をいただいたということにさせていただきます。

また、13 ページまでの資料の作り方とか、更には設置、管理、方策案それぞれについての意見の取りまとめ方については、ぜひ一度、委員の皆様にご報告の案が固まる前の段階でご覧いただきご意見をいただくような形をとっていただきたいと思います。

3.協議事項

②来年度検討委員会のスケジュールについて

【委員長】

続きまして、来年度検討委員会のスケジュールについて、ご審議いただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

—事務局から説明—

(次回、第4回検討委員会について)

飯南・飯高管内浄化槽事業のあり方市民意見聴取会として市民からの意見を聞く。

開催日時については2019年6月前半の平日の夜に行う。(後日、日程調整を行う)

4.その他

【委員長】

他によろしいでしょうか。本日の議題は全て終了しました。ありがとうございました。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは、これにて「第3回松阪市飯南・飯高管内浄化槽事業の今後のあり方検討委員会」を終了させていただきます。